



チャレンジショップ 開店支援 & 既存店舗改修支援



高千穂の商業・観光の活性化による活気あるまちづくりに資するため、町民が店舗に供する建物を町内の施工業者を利用して工事等を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、商店街の求心力、賑わい性を高め、町内産業全体の活性化を図ることを目的としています。



チャレンジショップ開店支援

★補助の対象となる店舗は、三田井地区又は天岩戸地区都市再生整備計画区域内に存する1年以上の空き家、空き店舗となっている建物、新築の店舗又は継承した店舗を使用するもの。（注：補助対象者にも要件がある）

★補助の対象となる業種は、小売業、サービス業、観光業、飲食業、本町の農畜産物を使った加工品の製造及び販売業等又は民宿。（注：一部対象外となる業種がある）

★補助の対象となる経費は、賃借料、店舗の改装費用。（注：広告費、厨房用機材等のうち当該店舗以外で使う目的で移転又は売却が可能な設備や備品、共益費、駐車場等使用料、敷金礼金等は補助対象外）

★補助金の額は、

- ・賃借料の場合、契約開始日より6か月間の2分の1を補助。1か月あたり5万円が限度。
- ・改装費の場合、新築店舗または継承した店舗は2分の1を補助。50万円が限度。
- ・1年以上の空き家または空き店舗は3分の2を補助。70万円が限度。

既存店舗改修支援

★補助の対象となる店舗は、対象者が店舗の用に供している町内に存する店舗で、営業開始後6月以上経過したもの。（注：倉庫、車庫、併用店舗の住宅部分は補助対象外）

★補助の対象となる改修工事は、町内に主たる事業所を有し、かつ、工事の資格等を有する施工業者を利用して、着手する工事に要する経費が10万円以上の工事で、店舗の修繕、改修及び増築、屋根の葺き替え工事、外壁の塗り替え等模様替えのための工事、看板、シャッター等の設置又は補修のための工事、店舗用駐車場の設置、修繕又は補修のための工事（注：一部対象外となる工事がある）

★補助金の額は、補助対象工事に要する経費の5分の1を補助。20万円が限度。ただし、景観に配慮した外装や看板の工事は、仕上げ材とおよび労務費に係る経費の2分の1を補助。

<詳しい内容の問い合わせ先>

高千穂町役場建設課まちづくり推進係

TEL : 0982-73-1210

mail : Kensetsu@town-takachiho.jp